

地域交流事業

やまびこサロン

開催時間 10:00~11:00

【西鴨】たのしく食育♥ 1月12日(木):西鴨公民館

簡単!健康レシピ紹介!



【天神野】お楽しみ活動★ 1月19日(木):天神野公民館

明倫・小鴨地域包括支援センターの方に「フレイル予防」について教えていただきます!

【中河原二】いろいろ遊ぼう♪ 1月26日(木):中河原二集会所

手話うたや民話を楽しめます(*^_^*)

手話教室

1月、2月はお休みです
(次回は3月14日(火)です)

1年間の学習成果を発表しました!

「知り合いの聾者と偶然出会ったとき会話できるようになりたい」という参加者の声から、今年度は実際の会話を想定して手話を学んでいます。その成果を12/21「男のクラブ・ミニクリスマス会」で発表しました。

手話劇「スーパーで知り合いの聾者と出会ったら」

劇中では手話の他に、空書(空中に文字を書く)やUDトーク(話した言葉が文字で表示されるアプリ)を使うシーンを入れ、手話なしでもコミュニケーションがとれることを伝えました。最後は皆さんと一緒に季節の手話をし、会場が一体となって発表を終えることができました!



ウイルス感染状況によってセンター事業を変更または中止する可能性があります。あらかじめご了承ください。

~困りごとや人権侵害 ひとりで悩まないで~

悩みごと、生活での困りごとはありませんか?
ひとりで抱え込まずに、どんなことでもご相談ください。

差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、
倉吉市人権政策課または やまびこ人権文化センターにご連絡ください。

倉吉市役所人権政策課(電話 22-8130)

やまびこ人権文化センター(電話 28-4265)



人ある限り人権を

発行 やまびこ人権文化センター

住所 倉吉市中河原 772-6 電話・FAX 0858-28-4265

E-mail yamabiko@ncn-k.net



謹賀新年

やまびこ人権文化センターの事業につきまして、格別のご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年にも新型コロナウイルスの感染拡大等で、センター事業の中止や、規模を縮小して開催した一年でしたが、地域のつながりが大切だと感じた年でもありました。

やまびこ人権文化センターはさまざまな事業をとおして、楽しくお話ができたり、困りごとや悩みを相談できる場につなげたいと思っています。ぜひお気軽にご参加ください。本年もどうぞよろしくお願いたします。

新しい年が皆さまにとって明るい年となりますよう心よりお祈りいたします。

二〇二三年 正月

やまびこ人権文化センター

職員一同

第46回 倉吉市部落解放文化祭

テーマ: 人間解放の文化を創造しよう

作品展示

日時 2023年2月1日(水) ~ 3月31日(金)

方法 インターネットでの展示

内容 認定こども園、保育園、小学校、中学校、解放子ども会、解放生徒会、養護学校、高校解放研、児童館(センター)、社会福祉施設、小規模作業所、人権文化センター、啓発資料等の作品展示

講演

日時 2023年2月11日(土) 午後1時30分~2時30分

会場 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール(ライブ配信あり)…会場参加、ライブ配信とも事前申込み不要

内容 「新型コロナウイルスと人権」

講師 中江美紀さん(鳥取県人権文化センター)

※作品展示、講演をインターネットで視聴する方法は、次号でご案内します。

障がい者の1人暮らしや就労を支援する“障害者総合支援法”が改正されました。

『障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律』（障害者総合支援法）が昨年12月10日に改正されました。

この法律の改正点として、「共同生活援助（グループホーム）に関して、1人暮らし等を希望する者に対する支援や相談等ができるようにする」「本人の適性や意向に合った就労先を選べるようにする『就労選択支援』の創設」他があります。

なお、現在は精神障がい者本人の同意がない医療保護入院は原則として家族の同意が必要です。改正法では適切に医療を提供できるようにするため、家族が同意を明らかにしない場合は市町村長の同意で入院が可能になります。しかし、これに対して「不要な入院が増えるのではないか」という声もあります。

改正された主な施策は来年4月より施行されます。
(2022年12月11日報道より)

2023年度 鳥取県育英奨学生(高等学校等奨学資金)の募集【概要】

育英奨学金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校、中等教育学校の後期日程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により就学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

申請資格（次の要件をすべて満たす者とします）

- 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等（県外含む）に在学すること。
- 申請者の属する世帯の年間所得が基準額以下であること。
- 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
- 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- 鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額を超える無利子の貸与を受けていないこと。

貸与月額

国公立の高等学校等		私立の高等学校等	
自宅通学	月額 18,000円	自宅通学	月額 30,000円
自宅外通学	月額 23,000円	自宅外通学	月額 35,000円

※自宅外通学：奨学生本人が生計を同一にする世帯から離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃負担が生じている場合。

貸与期間 2023年4月から、高等学校等の正規の修業年限の終了する月まで

奨学資金の返還

- 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（中途辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦または月賦のいずれかの方法で、口座振替により返還。

【返還例…3年間貸与を受け、15年で返還する場合】

区分	貸与総額	半年賦を選択した場合		月賦を選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000円	21,600円	全30回	3,600円	全180回
国公立〔自宅外〕	828,000円	27,600円		4,600円	
私立〔自宅〕	1,080,000円	36,000円	毎年7、12月返還	6,000円	毎月返還
私立〔自宅外〕	1,260,000円	42,000円		7,000円	

- 奨学資金は奨学生本人に貸付けていますので、奨学生が大学等に進学したときは、その学校を卒業した後での返還（返還猶予）を希望することができます。

申請締切 2023年4月21日（金）

連帯保証人等 申請には連帯保証人および保証人が必要です。

※選考結果は、2023年6月中旬に通知される予定です。

問合せ先

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室
(電話:0857-29-7145 FAX:0857-26-8176)

障害者差別解消法 「合理的配慮」義務化へ！



障害者差別解消法が2016年4月に施行されてから7年になろうとしています。この法律には「不当な差別的取り扱いの禁止」とともに「合理的配慮」（例えば、段差があればスロープの設置など、足の不自由な人や車いす利用者が障がいのない人と同じように段差を越えられるようにする）をすることとなっています。

この「合理的配慮の提供」は国や自治体は法的義務とされています。そして2021年5月の障害者差別解消法の改正によって、3年以内には民間事業者も「合理的配慮」は法的義務になる予定です。

「合理的配慮」は障がい者だけではない

ところで、「合理的配慮」は“障がいある人のためのもの”で、障がいのある人への“思いやり”とか“特別扱い”と思う人が多いのではないのでしょうか。ところが、私たちは誰もが、合理的配慮として様々な場面で社会的サービスや支援を受けています。

問題はそうした社会的サービスや支援が「障がいのない人」を基準にされていて、障がいのある人がその配慮を十分に受けられていないことにあります（社会的障壁の存在）。障害者差別解消法での合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すためのものです。

例えば、講演会場で

多くの人が集まる講演会では、話者の肉声だけでは後ろの人に話が伝わらないため、マイクとスピーカーが用意されます。これは1つの合理的配慮といえます。しかし、この会場に聴覚障がいのある人がいたとしたら、マイク・スピーカーという“配慮”はすべての参加者への配慮とはなりません。すべての人のためには、手話通訳や要約筆記の配置というプラスアルファの合理的配慮が必要とされるのです。



みんなが考えなければならないこと “差別のない社会をめざして”

障害者差別解消法が改正されることで、民間事業者には接客などの業務だけでなく、提供サービスそのものを見直す機会になるのではないのでしょうか。私たちも一人ひとりが、障がいのある人への偏見や差別意識をなくすために何をしなければならないのか、考えていかなければなりません。

不当な差別的取り扱いと合理的配慮

(内閣府ホームページより)

不当な取り扱い例 (一部)

- 障がいを理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにしたりする。
- 障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする。
- 本人を無視して介助者だけに話しかける。

合理的配慮の具体例 (一部)

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- 「こちら」「あちら」などの指示語ではなく、「30センチ右」「2歩前」というように位置関係を分かりやすく伝える。(視覚障がい)
- 難聴者がいるときは、ゆっくりはっきりと話したり、複数の発言が交錯しないようにする。
- 障がいの程度(全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴)に応じたコミュニケーション方法を確認して用いる。
- 曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応できないときは、具体的内容や優先順位を示す。(精神障がい)
- 資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビを付したりする。(知的障がい)

